



令和5年12月15日
中部地方整備局
国土交通本省、西尾市同時発表

西尾市の歴史的風致維持向上計画を認定

～認定に併せて歴まちカードの配布も開始します～

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）第5条に基づき、愛知県西尾市の歴史的風致維持向上計画について、12月19日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。

これに伴い、下記の日程で石橋国土交通大臣政務官から西尾市長に対し、主務大臣連名の認定証を直接交付します。今回の認定により、西尾市は愛知県内※¹ 5番目の認定都市となります。

また西尾市では12月19日より、西尾市歴史公園にて「歴史まちづくりカード※²（歴まちカード）」の配布を開始します。

※¹ 愛知県内の認定都市（認定順） …犬山市、名古屋市、岡崎市、津島市

※² 歴まち認定都市の象徴的な風景や歴史まちづくり情報を記載したカード型パンフレットのこと

【認定式について】

1. 日 時：令和5年12月19日（火）15：00～15：15
2. 場 所：国土交通省本省 石橋 国土交通大臣政務官室
（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）
3. 取 材 ・報道関係者に限り取材が可能です。希望される方は令和5年12月18日（月）17時までに、下記の国土交通省 公園緑地・景観課の担当者までお申し込みください。
・取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。また、認定式終了後に市長へのぶら下がり取材が可能です。
・当日は、14：45までに4階エレベーターホールにお集まりください。
※国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります

【西尾市発行の歴まちカードの概要について】

1. 配布開始日：令和5年12月19日（火）
2. 配布場所等：旧近衛邸（西尾市歴史公園 内）9時から17時まで
毎週月曜（祝日除く）および年末年始（12月29日～翌年1月3日）は定休日
3. 配布方法：1人1枚 手渡し 無料 ※詳細については別紙参照

【問い合わせ先】

（認定式についての問い合わせ先）

●国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室【森井、植田】TEL：03-5253-8954（直通）

●文化庁 文化資源活用課【池野、蔵楽（ぞうらく）】 TEL：075-451-9668（直通）

●農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課【野中、寺門】 TEL：03-3502-6004（直通）

（別紙「愛知県内における認定状況」及び歴まちカード全般についての問い合わせ先）

●中部地方整備局 建政部 計画管理課【高森、西堀】 TEL：052-953-8571（直通）

（西尾市歴史的風致維持向上計画の内容および西尾市発行の歴まちカードにかかる問い合わせ先）

●西尾市 交流共創部 観光文化振興課【榊原】 TEL：0563-65-2197（直通）

○愛知県内における認定状況

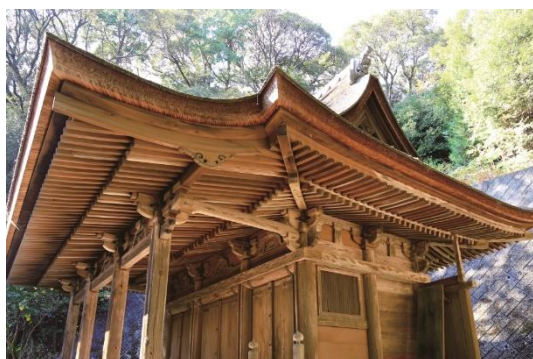
愛知県内では、平成21年3月11日に愛知県犬山市が認定を受けたのを皮切りに、これまで名古屋市、岡崎市、津島市が歴史的風致維持向上計画の認定を受けております。

(認定順)

市町村名	認定日
愛知県犬山市	平成21年 3月11日
愛知県名古屋市	平成26年 2月14日
愛知県岡崎市	平成28年 5月19日
愛知県津島市	令和 2年 3月24日
愛知県西尾市	令和5年12月19日(今回認定)

○西尾市歴史的風致維持向上計画について

重要文化財「くまくじんじゃほんでん久麻久神社本殿」がある久麻久神社の例大祭で披露される神楽・獅子舞、愛知県指定有形文化財「じっそうじしゃかどう実相寺釈迦堂」で開催される「じっそうじ西野町のお釈迦さん（こうじゅいん実相寺の花まつり）」、紅樹院で開催される「ちやそほうこくさい茶祖奉告祭」、鳥羽神明社の重要無形民俗文化財「とば鳥羽の火祭り」をはじめとした海に関わる信仰と祭り等、地域特有の歴史的風致が形成されており、その維持・向上を図ることを目的としています。



国指定重要文化財
久麻久神社（くまくじんじゃ）本殿



国指定重要無形民俗文化財
鳥羽（とば）の火祭り

○歴まちカード配布場所について

配布場所：旧近衛邸（西尾市歴史公園 内） 西尾市錦城町231-1

配布時間：9：00～18：00（4月～9月）、9：00～17：00（10月～3月）

定休日：毎週月曜日（祝日は除く）、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

電話：0563-54-6758

※カード発行予定枚数：15,000枚

(参考) 西尾市歴まちカードデザイン



表

歴史まちづくりカード

【認定概要】

認定都市：愛知県西尾市
認定年月日：2023年12月19日
重点区域の名称：西尾城・八ツ面山区域
及び面積（約 354ha）

【写真の紹介】

●西尾市のシンボル西尾城（西尾市歴史公園）
西尾城跡の一部を復元し整備した公園です。1996年に再建された本丸丑寅櫓を中心に、特産品の「西尾の抹茶」の呈茶（有料）を楽しむことが出来る旧近衛邸や、京風庭園の尚古荘、西尾市の歴史や文化に触れられる西尾市資料館があります。

【歴まちスポット】

●久麻久神社
●諏訪神社
●西尾市塩田体験館
●幡頭神社

●西尾市岩瀬文庫
●佐久島八剱神社
●金蓮寺
●神明社

【webサイト】
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensel/rekisi.html>
歴史まちづくり方の概要や、中部地方の12都市の計画、中部歴史まちづくりサミット等について掲載しているほか、各都市の観光情報も掲載しています。

裏

同時発表

文部科学省、農林水産省、関東地方整備局
中部地方整備局、土浦市、西尾市令和5年12月15日
都市局 公園緑地・景観課

茨城県土浦市、愛知県西尾市の 歴史まちづくり計画の認定式を開催します ～ 石橋政務官より各市長へ認定証を手交 ～

土浦市・西尾市の歴史まちづくり計画について、歴史まちづくり法に基づき、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。認定式では、石橋国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各市長に直接交付します。今回の認定により、認定都市数は93市町となります。（土浦市、西尾市の歴史まちづくり計画の概要は別紙参照）

歴史まちづくり計画の正式名称：歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくり法の正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律



きゅういばら きけんりつつちうらちゅうがっこうほんかん
【土浦市】旧 茨城県立土浦中学校本館



とば
【西尾市】鳥羽の火祭り

【認定式】

1. 日時 令和5年12月19日（火）15：00～15：15
2. 場所 石橋 国土交通大臣政務官室
（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）
3. 取材 ・報道関係者に限り取材が可能です。希望される方は、令和5年12月18日（月）17時までに、下記国土交通省担当者までお申し込みください。
・取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。また、認定式終了後に市長へのぶら下がり取材が可能です。
・当日は14：45までに中央合同庁舎3号館4階エレベーターホールにお集まりください。

【問い合わせ先】

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 森井、植田
TEL：03-5253-8111（内線 32983、32986）／03-5253-8954（直通）
- 文化庁 文化資源活用課 池野、蔵楽
TEL：075-451-4111（内線 9651、9668）／075-451-9668（直通）
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 野中、寺門
TEL：03-3502-8111（内線 5534）／03-3502-6004（直通）

いばら き けんつちうら し

茨城県土浦市における歴史的風致維持向上計画の概要

○土浦市歴史的風致維持向上計画

土浦市には、重要文化財「旧 茨城県立土浦中学校本館」や、史跡である「上高津貝塚」があり、中心市街地には土浦城址(亀城公園)が位置しています。

本市の歴史的風致として、テーマを「霞ヶ浦と共に生きる人々の暮らし」、「霞ヶ浦と筑波山に育まれた信仰と祭り」、「受け継がれる湖畔の城下町の伝統」、「郷土から天文まで、教育先進地のまなざし」、「水郷の遊覧都市と海軍航空隊の記憶」の5つを挙げ、それぞれのテーマに沿った10の歴史的風致を設定しています。

本計画では、市内に残る歴史的な建造物の保存・活用に関する事業や、歴史や伝統文化を反映した活動の承継に関する事業、歴史的風致を活用した交流人口の拡大に関する事業、歴史的な建造物等の周遊環境の整備に関する事業等を位置づけ、歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととしています。



きゅういばら き けんりつつちうらちゅうがっこうほんかん
旧 茨城県立土浦中学校本館



かみたか つ かいづか
上高津貝塚



つつちうらじょう し き じょうこうえん
土浦城址(亀城公園)



ひ え じんじゃやぶさめまつり
日枝神社流鏝馬祭

あいちけんにしおし
愛知県西尾市における歴史的風致維持向上計画の概要

○西尾市歴史的風致維持向上計画

重要文化財「^{く ま く じんじゃほんでん}久麻久神社本殿」がある^{く ま く じんじゃ}久麻久神社の例大祭で披露される神楽・獅子舞、愛知県指定有形文化財「^{じっそう じしゃ か どう}実相寺釈迦堂」で開催される「^{じっそう じ}西野町のお釈迦さん（^{じっそう じ}実相寺の花まつり）」、^{こうじゅいん}紅樹院で開催される「^{ちゃ そ ほうこくさい}茶祖奉告祭」、鳥羽神明社の重要無形民俗文化財「^{と ば}鳥羽の火祭り」をはじめとした海に関わる信仰と祭り等、地域特有の歴史的風致が形成されています。

本計画では、歴史的建造物の保存・活用の推進に関する事業、歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する事業、歴史や伝統を反映した人々の活動の継承と活性化に関する事業、歴史的風致を活かした観光振興・地域活性化に関する事業を位置付け、個性と魅力ある都市の形成に向け、歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的としています。



^{く ま く じんじゃほんでん}
久麻久神社本殿



^{じっそう じしゃ か どう}
実相寺釈迦堂



^{ちゃ そ ほうこくさい}
茶祖奉告祭



^{と ば}
鳥羽の火祭り

歴史的風致維持向上計画認定状況 (R 5 年 1 2 月 1 9 日時点)

〔 〕 は都市数					〔 〕 は都市数					〔 〕 は都市数				
		都道府県	市町村名	認定日			都道府県	市町村名	認定日			都道府県	市町村名	認定日
東北 〔13〕	1	青森県	弘前市 *	H22.2.4	北陸 〔5〕	33	新潟県	村上市	H28.10.3	近畿 〔13〕	65	和歌山県	湯浅町	H28.3.28
	2	岩手県	盛岡市	H30.11.13		34		佐渡市	R2.3.24		66		広川町	H28.10.3
	3	宮城県	多賀城市 *	H23.12.6		35	富山県	高岡市 *	H23.6.8		67		和歌山市	H30.3.26
	4	秋田県	大館市	H29.3.17		36	石川県	金沢市 *	H21.1.19		68		高野町	H31.1.24
	5		横手市	H30.7.11		37		加賀市	R3.3.23	69	島根県	松江市 *	H23.2.23	
	6	山形県	鶴岡市 *	H25.11.22	38	岐阜県	高山市 *	H21.1.19	70	津和野町 *		H25.4.11		
	7		新庄市	R5.2.15	39		恵那市 *	H23.2.23	71	岡山県	津山市 *	H21.7.22		
	8	福島県	白河市 *	H23.2.23	40		美濃市 *	H24.3.5	72		高梁市 *	H22.11.22		
	9		国見町	H27.2.23	41		岐阜市 *	H25.4.11	73	広島県	尾道市 *	H24.6.6		
	10		磐梯町	H28.1.25	42		郡上市	H26.2.14	74		竹原市 ■	H24.6.6		
	11		桑折町	H28.3.28	43	静岡県	三島市	H28.10.3	75	山口県	萩市 *	H21.1.19		
	12		棚倉町	R2.6.24	44		掛川市	H30.1.23	76	徳島県	三好市 *	H22.11.22		
	13		会津若松市	R5.6.19	45		伊豆の国市	H30.7.11	77	愛媛県	大洲市 *	H24.3.5		
関東 〔19〕	14	茨城県	桜川市 *	H21.3.11	46		下田市	H30.11.13	78		内子町	R1.6.12		
	15		水戸市 *	H22.2.4	47		浜松市	R4.3.25	79	高知県	佐川町 *	H21.3.11		
	16		土浦市	R5.12.19	48	愛知県	犬山市 *	H21.3.11	80	福岡県	太宰府市 *	H22.11.22		
	17	栃木県	下野市	H31.3.26	49		名古屋市	H26.2.14	81		添田町	H26.6.23		
	18		栃木市	H31.3.26	50		岡崎市	H28.5.19	82		宗像市	H30.3.26		
	19	群馬県	甘楽町 *	H22.3.30	51		津島市	R2.3.24	83	佐賀県	佐賀市 *	H24.3.5		
	20		桐生市	H30.1.23	52		西尾市	R5.12.19	84		基山町	H31.1.24		
	21		前橋市	R4.12.20	53	三重県	亀山市 *	H21.1.19	85		鹿島市	H31.3.26		
	22	埼玉県	川越市 *	H23.6.8	54		明和町 *	H24.6.6	86	長崎県	長崎市	R2.3.24		
	23	千葉県	香取市	H31.3.26	55	滋賀県	伊賀市	H28.5.19	87	熊本県	山鹿市 *	H21.3.11		
	24	神奈川県	小田原市 *	H23.6.8	56		彦根市 *	H21.1.19	88		湯前町	H29.3.17		
	25		鎌倉市	H28.1.25	57		長浜市 *	H22.2.4	89		熊本市	R2.6.24		
	26	山梨県	甲州市	H29.3.17	58		大津市	R3.3.23	90	大分県	竹田市	H26.6.23		
	27	長野県	下諏訪町 ■	H21.3.11	59	京都府	京都市 *	H21.11.19	91		大分市	R1.6.12		
	28		松本市 *	H23.6.8	60		宇治市 *	H24.3.5	92		杵築市	R3.3.23		
	29		東御市 ■	H24.6.6	61		向日市	H27.2.23	宮崎県	93	宮崎県	日南市	H25.11.22	
	30		長野市	H25.4.11	62	大阪府	堺市 *	H25.11.22						
	31		千曲市	H28.5.19	63	奈良県	斑鳩町	H26.2.14	合計 93都市(39府県)					
	32		上田市	R5.2.15	64		奈良市	H27.2.23						

＊：2期計画認定済 26都市

* : 2期計画認定済 36都市

■ : 計画完了 3都市

令和5年12月15日

西尾市歴史的風致維持向上計画が認定

～認定に併せて歴まちカードの配布も開始します～

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）第5条に基づき、12月19日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）から認定されます。

これに伴い、下記の日程で、石橋国土交通大臣政務官から西尾市長に対し、主務大臣連名の認定証が手交されます。今回の認定により、西尾市は愛知県内5番目^{※1}の認定都市となります。

また、西尾市では12月19日より、西尾市歴史公園（旧近衛邸）にて「歴史まちづくりカード（歴まちカード）^{※2}」の配布を開始します。

※1 愛知県内の認定都市（認定順）…犬山市、名古屋市、岡崎市、津島市

※2 歴まち認定都市の象徴的な風景や歴史まちづくり情報を記載したカード型パンフレットのこと

1. 歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）について

地域固有の歴史文化を守り、まちづくりに生かすことによって市民の暮らしの質や豊かさを向上させるとともに、地域の特色ある景観を次世代に継承することで歴史文化を土台とした個性と魅力ある都市を形成することを目的として策定するもの。（別紙 西尾市歴まち計画概要版を参照）

2. 認定式について

日時：令和5年12月19日（火）午後3時00分～3時15分

場所：国土交通省本省 石橋 国土交通大臣政務官室

（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）



国指定重要無形文化財・鳥羽の火祭り

3. 歴まちカードについて

配布開始日：令和5年12月19日（火）

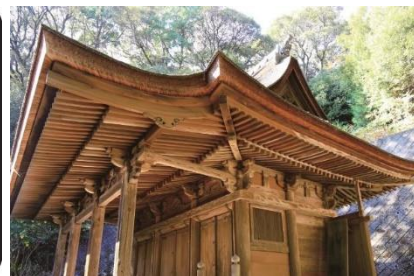
配布場所等：旧近衛邸（西尾市歴史公園）

配布方法：1人1枚 手渡し 無料

配布枚数：15,000枚



歴まちカード



国指定重要文化財・久麻久神社本殿

問合先 交流共創部観光文化振興課 担当 榊原

電話番号 0563-65-2197（直通）

資料の配布目的（ ☒ 告知希望 ☒ 取材希望 ☒ 情報提供 ） 添付資料（ ☒ 有 ☐ 無 ）
会場が非公開等の場合（ ☐ 冒頭のみ公開 ☐ 全て非公開 ☐ 一部非公開 ）